

■新型コロナウイルス感染症拡大に係るイベント・会議等対応方針

令和2年3月27日更新

クラスター発生のリスクが高い3つの条件に注意しながら

- (1) 換気の悪い密閉空間
- (2) 多くの人々が密集（手の届く距離に多くの人）
- (3) 近距離での会話や発声

「感染防止対策」とは、

- ①参加者へ「自発的な手洗いの励行と可能な限りマスク着用」をお願いすること
 - ②会場・現地にアルコール消毒液を設置をすること
 - ③発熱や咳等の風邪症状がみられる方には参加を断ること
 - ④高齢の方や基礎疾患をお持ちの方で、感染リスクを心配される方は参加を断ること
- の4項目すべてを行うことをいう。

区分	No.	詳細	対策方針	備考
行事	1	市が主催・共催するイベント・講演会・セミナー等	予め感染防止対策を講じられないものは、原則、延期・中止する。	
	2	市が主催・共催する会議・打合せ等	同上	
	3	市が主催・共催する調理や料理の提供及び販売等を伴うイベント	予め感染防止対策を講じられないものは、規模に関わらず原則、延期・中止する。	※開催基準として、不特定多数を対象にしたものや多数の県外参加者が予想されるものは不可
観光誘客	4	市が主催又は補助する一般観光誘客	申込等の自粛を要請する。	※受入れ：モニターツアー等
スポーツ合宿	5	市又はスポーツコミッションが実施するスポーツ合宿	同上	
交流会等	6	市が主催・共催する交流会等	予め感染防止対策を講じられないものは、原則、延期・中止する。	
公共施設管理	7	直営施設	感染防止対策を実施して使用することを基本とする。ただし、施設形態に応じて各施設で対応する。	市役所本庁、支所、防災施設を除く
	8	指定管理委託施設	同上	
	9	執務室等貸出施設	同上	※まち公社、地区コミ、国際交流協会等が使用する施設
	10	テナント貸出施設	同上	※きやんせ館等
市以外の組織団体が主催するイベント・会議への市職員の出席・参加、出展	11	会議・イベントへの出席	主催者判断を優先する。（参加可） ※ただし、県外の多数及び県内の感染発生市町で開催されるイベント・会議は除く。	※次の職員は参加を控える。①せき、発熱等がある者、②県外出張、県外旅行後1週間経過していない者（同居する者も含む）
幼稚園 小中学校	12	入学（園）式等	感染防止対策をした上で実施する。	※県教育委員会の通知に基づき対応する。
	13	通常の教育活動	通常通り	※同上